

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（オレゴン州、アイダホ州を含む米国の変異株指定国・地域からの解除）

○オレゴン州、アイダホ州を含む米国に居住・滞在されている方に対する「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」への指定が解除されることになりました。

○日本時間 9 月 20 日（月）午前 0 時以降、日本に入国する場合、これまで入国時に求められていた検疫所長の指定する場所における 3 日間の待機が求められません。

○入国後 14 日間の自宅等における待機等は引き続き求められます。

1 9 月 17 日、日本において新たな水際対策措置が決定され、米国に対する「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」への指定が解除されました。

2 今回の指定解除により、オレゴン州、アイダホ州等米国に居住・滞在されている方が日本時間 9 月 20 日（月）午前 0 時以降に入国する場合には、3 日間の待機が求められなくなります。

なお、入国後 14 日間の自宅等における待機は引き続き求められていますのでご注意ください。

詳しくは、以下のリンク先をご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2021C125.html

3 対象地域の指定の有無にかかわらず、本邦入国に際しては、引き続き、出国前 72 時間以内の「出国前検査証明」の取得のほか、誓約書の提出、スマートフォンへの必要なアプリの登録、質問票の提出等も必要となります。更に、日本入国後の移動に際しては公共交通機関を使用しないことが求められますので、ご注意ください。

詳しくは、以下のリンク先をご確認ください。（厚生労働省のサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（参考）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から：+81-3-3595-2176（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

日本国内から：0120-565-653（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

■在ポートランド領事事務所

住所：1300 SW 5th Ave, Suite 2700, Portland OR 97201

電話：503-221-1811（代表）

Web : https://www.portland.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Facebook : <https://www.facebook.com/JapaneseConsularOfficePortland/>